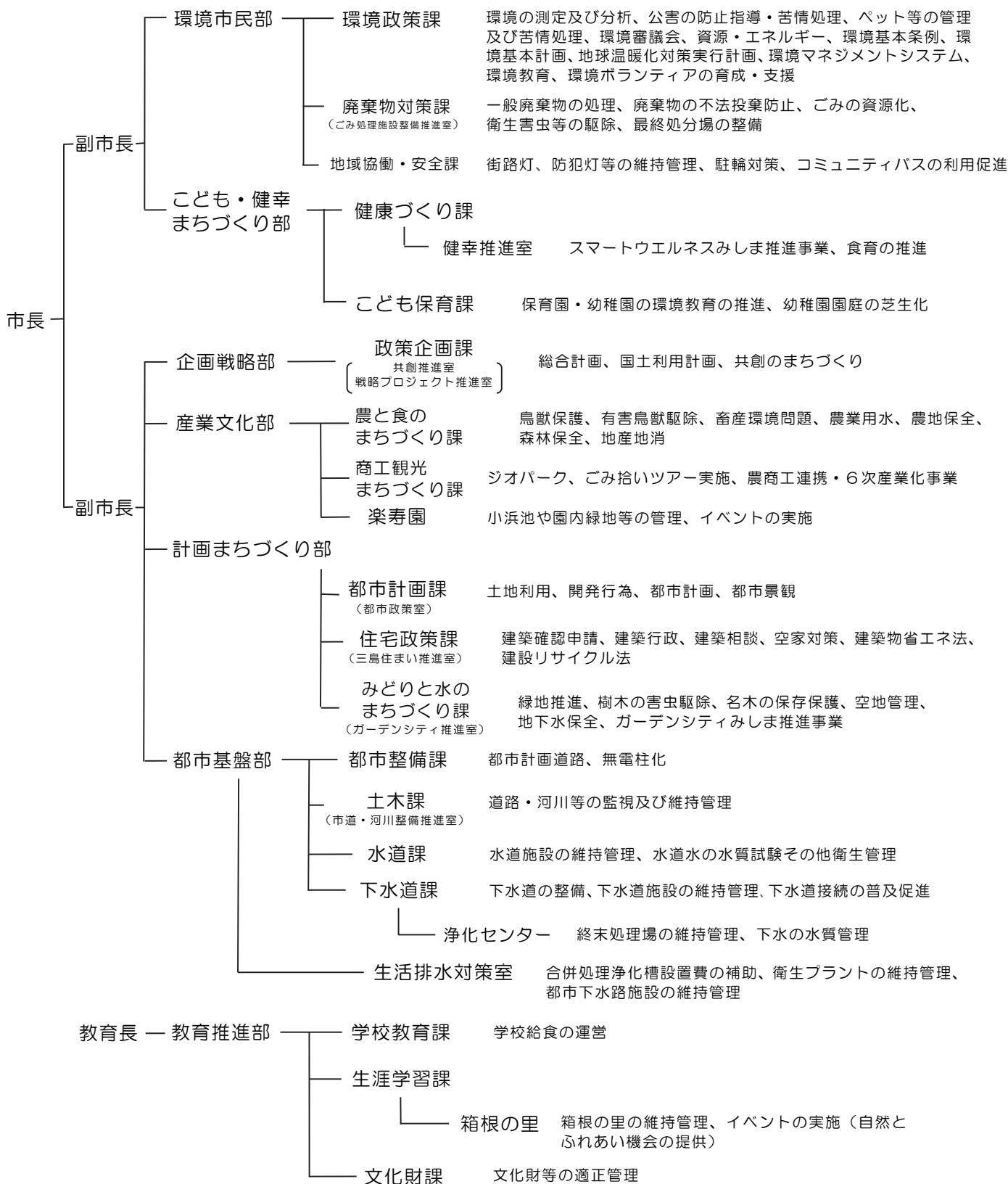


第 2 章

環境行政の概要

1 環境行政の機構

(1) 環境保全等分掌の系統（市組織） ※2024年4月1日現在



(2) 環境保全関連組織

① 静岡県

静岡県暮らし・環境部環境局、静岡県環境衛生科学研究所、静岡県警察、東部健康福祉センター

② 三島消防署（富士山南東消防本部）

煙火の許可・指導・取締り、液化石油ガス等の保安指導、危険物品等の調査指導、流出油脂類の除去

③ 協議会など

三島地区環境保全推進協議会、狩野川水系水質保全協議会、狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会、静岡県東部5市4町地下水汚染防止対策協議会、静岡県都市環境保全行政研究会、三島市環境監視モニター

2 公害関係法等による届出状況

市内で公害関係の法律・条例による諸届出及び規制を受ける工場・事業場は次のとおりです。

環境保全関係規制対象工場（事業場）数一覧

2024.3.31現在

区	分	工場・事業場	公害防止管理者設置事業者
総	数	1,393	22
種 類	大 気 汚 染 (ばい煙)	法 律	31
		条 例	3
	大 気 汚 染 (粉じん)	法 律	0
		条 例	62
	水 質 汚 濁	法 律	193
		条 例	3
	騒 音	法 律	253
		条 例	517
	振 動	法 律	133
		条 例	64
悪 臭		75	0
特 定 作 業		56	0
ダ イ オ キ シ ン		3	0

3 三島市環境基本条例

地球環境問題に象徴されるように、全国的に影響を有するが、その原因は各地方の経済活動や市民生活に起因する環境負荷の積み重ねにあるような環境問題が顕在化してきていることから、各区域の自然的、社会的条件に応じた環境施策の実施が重要であるため、三島市の環境施策の基本理念を明らかにした「三島市環境基本条例」を、2000年11月に制定しました。（基本条例の全文は付録に掲載）

4 第3次三島市環境基本計画

2022年3月に2022年度から2031年度までを計画期間とする第3次三島市環境基本計画を、三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）、三島市気候変動適応計画及び三島市生物多様性地域戦略を含めて策定しました。第3次環境基本計画では、「未来につなぐ 自然豊かな 快適環境のまち 三島」を望ましい環境像にかかげ、市民・事業者・市などが互いに連携し、「協働・共創」により取組を推進することとしています。

また、三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）では、市域から排出される温室効果ガス排出量の中期目標を「2031年度までに2013年度比で46%以上削減」、長期目標を「2050年度までに実質ゼロ」として定め、2022年3月18日に市長より、2050年度までのカーボンニュートラルシティの実現を、市民や事業者とともに目指すことを表明しました。

5 環境マネジメントシステム(EMS)

(1) 概要

三島市では、ISO14001を認証取得後、2000年度から2013年度まで規格を維持し、環境負荷の低減を進めてきました。その間、職員に環境へ配慮する意識が浸透・定着化し、エネルギー使用量等の削減においても大きな効果を挙げることができました。

2014年度からは、ISO14001の考え方を基に構築した、三島市独自の環境マネジメントシステムに移行しました。

(2) 独自EMS移行までの経緯

2000年7月26日:ISO14001 認証取得（小・中学校を除く市の全48施設）

2003年7月26日:更新1回目（小・中学校施設を含む市の全72施設）

2006年7月26日:更新2回目（指定管理施設含む市の全76施設）

2009年7月26日:自己適合宣言

2014年4月1日:独自EMSへ移行

(3) 適用施設

指定管理施設を含む、市のすべての施設

(4) 対象となる管理項目

第3次環境基本計画に基づく管理項目は次のとおりです。

項目	概要
環境基本計画指標項目	第3次三島市環境基本計画の指標
環境基本計画等取組項目	第3次三島市環境基本計画、三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）、気候変動適応計画、三島市生物多様性地域戦略に基づく「具体的な取り組み」
環境負荷項目	エネルギーの使用、廃棄物の排出、上水道の使用、事務用紙の使用
業務改善項目	地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）【第5版】に定めた「具体的な取り組み」
法規制等	事務・事業の実施、施設・設備の管理において適用となる環境関連の法令等